

西いぶり広域連合公告第2号

制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び西いぶり広域連合契約に関する規則が例による室蘭市契約に関する規則第11条の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和2年 3月10日

西いぶり広域連合長 青山



記

1. 入札に付する業務内容

- (1) 件名 西いぶり広域連合最終処分場浸出水処理施設の運転及び維持管理業務委託
- (2) 仕様等 仕様書指示のとおり

2. 入札参加資格

入札参加者は、次に掲げる条件をすべて満たす者。

- (1) 令和元・2年度の室蘭市、伊達市、豊浦町、壮瞥町又は洞爺湖町の競争入札参加資格者名簿の施設の維持管理業務に関する事項で登録がある者
- (2) 室蘭市、伊達市、豊浦町、壮瞥町又は洞爺湖町に本店又は支店、営業所若しくは出張所を有して営業している者
- (3) 公共事業において、類似する施設の運転監視及び維持管理、水質管理に関する単独元請け実績を有する者
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の競争入札参加排除の規定に該当しない者
- (5) 公告の日から入札執行日のいずれの日においても、室蘭市、伊達市、豊浦町、壮瞥町又は洞爺湖町の入札参加資格に係る規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始前の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全である者でないこと（更生手続又は再生手続開始後、室蘭市、伊達市、豊浦町、壮瞥町又は洞爺湖町から再認定を受けている者を除く）。

3. 入札参加申請書等の提出期間、場所等

(1) 申請書等

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加申請書に、次の書類を添付して提出すること。

- (ア) 制限付一般競争入札参加申請受理票
- (イ) 配置予定従事者調書

(ウ) 類似業務履行実績調書

(2) 提出期間 令和 2年3月10日(火) から令和2年3月19日(木) まで
(ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く、午前8時45分から午後5時15分まで。)

(3) 提出場所 西いぶり広域連合総務課
(電話0143-59-0705)

(4) 提出方法 持参すること。(郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。)

(5) 入札参加資格の確認

申請書等を受理した者のうち、入札参加資格のない者には、その理由を記載した文書により通知する。

(6) 提出書類様式の入手方法

(3) の提出場所において無償で配布するほか、次のアドレスの西いぶり広域連合ホームページにおいて、ダウンロードできる。

http://www.union.nishi-iburi.lg.jp/_files/koukoku/20200300_mizusyori/mizusyori.html

(7) その他

(ア) 申請書及び資料等の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(イ) 提出された申請書及び資料等は返却しない。

4. 入札保証金及び契約保証金の有無

(1) 入札保証金免除

(2) 契約保証金免除

5. 仕様書等

仕様書等の配布は、次の期間、場所で行う。

(1) 配布期間 令和2年3月10日(火) から令和2年3月19日(木) まで
(ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く、午前8時45分から午後5時15分まで。)

(2) 配布場所 西いぶり広域連合総務課
(電話0143-59-0705)

6. 入札執行の日時及び場所

(1) 入札執行日時 令和2年3月24日(火) 午後1時30分

(2) 入札執行場所 西いぶり広域連合2階小会議室

(3) 入札方法

(ア) 入札書は持参すること。(郵送又はファクシミリによる入札は認めない。)

(イ) 制限付一般競争入札参加申請受理票(広域連合受付印押印済)又はその写しを入札開始前に提出すること。

(ウ) 入札回数は、2回までとする。ただし、第1回目の入札においての入札辞退者、入札

遅参者及び無効の入札をした者は、第2回目の入札に参加できない。

(エ) 入札金額は、年額で記載すること

7. 履行期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

この契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について削除又は減額があった場合、契約を解除することがあります。

8. 入札心得等

(1) 代理人が入札する場合には、委任状を提出すること。

(2) 入札書は封筒に入れて提出すること。

(3) 次に該当する入札は、無効とする。

(ア) 資格のない者がした入札及び記名・押印のない入札書

(イ) 記載事項が不明確なもの又は記載のない入札書及び金額の加除、訂正のある入札書又は訂正箇所を押印のない入札書

(ウ) 入札者又は代理人が同一件名に2つ以上の入札をしたとき

(エ) 入札に関し不正、不穩当の行為があった者のした入札

(オ) その他、入札に関する条件に違反した場合

(4) 落札決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は、これを切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札の中止等

(ア) 入札までの間にやむを得ない事由のため、入札を延期又は中止することがある。

なお、中止となった場合でも、申請書等の作成費用は申請者の負担とする。

(イ) 落札の日から7日以内に契約を締結しないときは、この落札を取り消す。